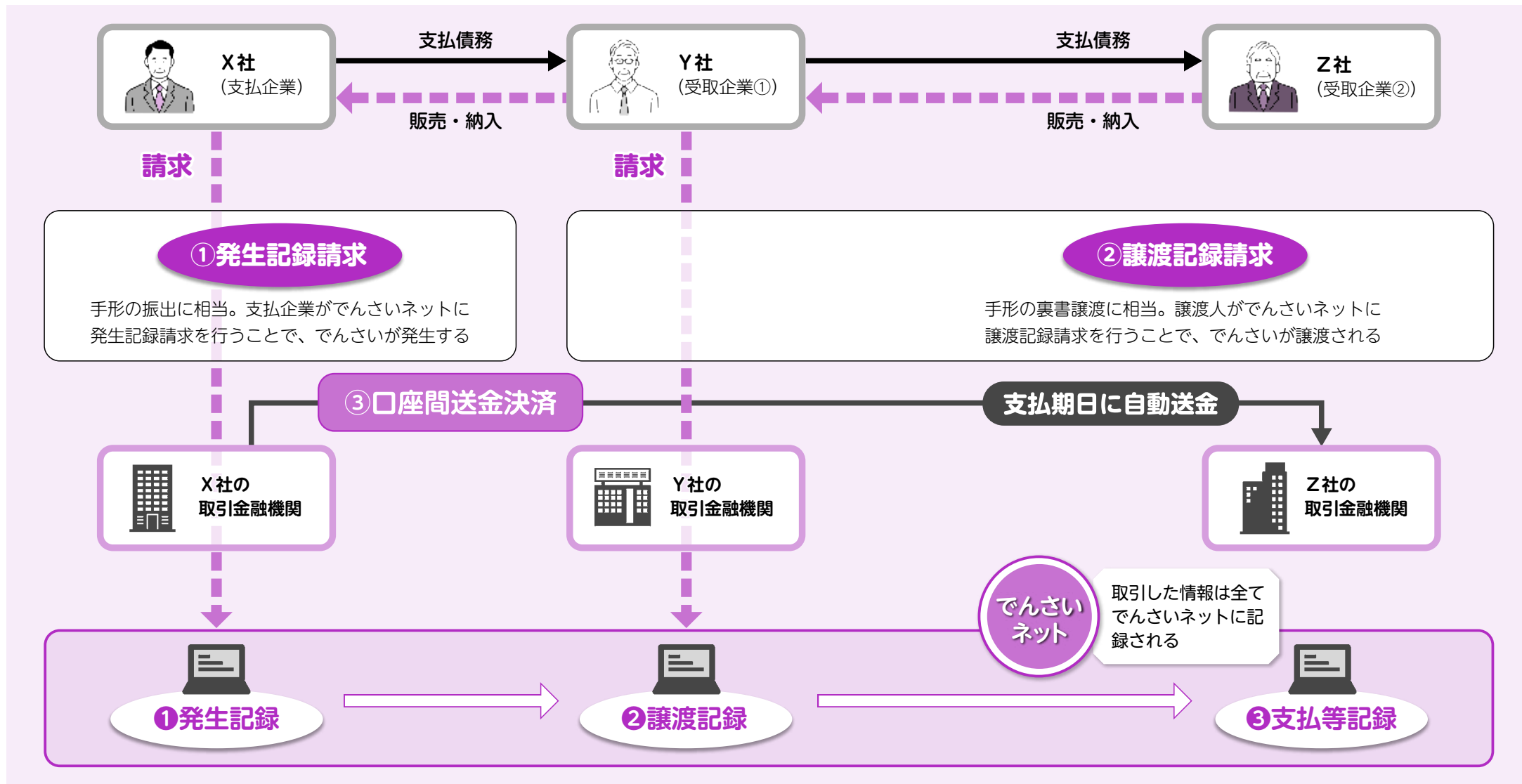


1 でんさいの取引イメージ



**手形・小切手の代替手段となる
でんさいの仕組みをおさえてよう**

この図解は、でんさいの仕組みについて理解するために、取引のイメージをはじめポイントとなる取引について図解で解説していきます。

手 形取引に代わる新たな決済手段である「でんさい」を取引先に提案するために

は、まず①発生記録請求、②譲渡記録請求、③口座間送金決済の3点を踏まえた「大まかな取引の流れ」を押さえておくことが大切です。

① 発生記録請求

手形取引の「振出」に相当し、基本的には債務者であるX社が取引金融機関を通じて行います。場合によっては、債権者であるY社が行うことも可能です。この発生記録をでんさいネットが記録原簿に記録をすることによって、でんさいの取引が発生します。

② 譲渡記録請求

手形取引の「裏書譲渡」に相当します。Y社がX社との間で発生した債権を、支払債務のあるZ社に対し譲渡することができます。Y社は必要に応じて、でんさいを分割して譲渡することも可能です。

③ 口座間送金決済

手形取引の「取立」に相当します。支払期日になると、債務者の取引金融機関から債権者の取引金融機関に自動送金されます。もしX社からのでんさいをY社がZ社に譲渡した場合に、債務者であるX社の口座から譲受人であるZ社の口座に自動送金されます。

これらの取引情報はすべてでんさいネットに記録され、開示請求を行うことで債権内容を確認することが可能です。また、でんさいの変更や取消、保証が必要な場合も、取引金融機関を通じて記録請求を行うことで、でんさいネットにその情報が記録されます。

新たなシステムの導入に抵抗を感じている取引先も多いと思いますが、まずはこうした取引の流れを説明し全体のイメージをつかんでもらうことで、検討してもらいやすくなると思います。